

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	介護保険 特定個人情報保護評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉村町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県玉村町長

公表日

令和8年2月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要支援・要介護認定及び保険給付などに関する事務において取り扱う。また、介護保険に関する事務において、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①介護保険の被保険者資格を把握するために住民基本台帳や届け出等により資格情報を管理する。 ②介護保険料の賦課決定のために被保険者の所得情報を確認する。 ③介護保険料の徴収のために賦課情報を確認する。 ④徴収した保険料の把握のために収納情報を管理する。 ⑤滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うために滞納情報を管理する。 ⑥被保険者への給付事務を行うために認定情報を確認する。 ⑦給付状況の把握のために給付情報を管理する。 ⑧保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護（予防）サービス費の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。また高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。 ⑨申請者から公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、当該口座情報を情報照会する。</p>
③システムの名称	<p>介護保険システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）、伝送通信ソフト</p> <p>※ 伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者（市区町村）と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表100の項 番号法別表の主務省令で定める命令 第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供) 番号法 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(第2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,131,132,144,161の項)</p> <p>(情報照会) 番号法 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第131,132の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201番地 健康福祉課 介護保険係 電話:0270-64-7705
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201番地 健康福祉課 介護保険係 電話:0270-64-7705
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、以下の対策を講じている。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・これらの対策を講じていることから、人為的なミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証及びID・パスワードによる2要素認証によって限定しており、更新・照会できる事務の範囲についても権限を個別に設定している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要支援・要介護認定及び保険給付などに関する事務において取り扱う。また、介護保険に関する事務において、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①介護保険の被保険者資格を把握するために住民基本台帳や届け出等により資格情報を管理する。 ②介護保険料の賦課決定のために被保険者の所得情報を確認する。 ③介護保険料の徴収のために賦課情報を確認する。 ④徴収した保険料の把握のために収納情報を管理する。 ⑤滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うために滞納情報を管理する。 ⑥被保険者への給付事務を行うために認定情報を確認する。 ⑦給付状況の把握のために給付情報を管理する。 ⑧保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。また高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要支援・要介護認定及び保険給付などに関する事務において取り扱う。また、介護保険に関する事務において、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①介護保険の被保険者資格を把握するために住民基本台帳や届け出等により資格情報を管理する。 ②介護保険料の賦課決定のために被保険者の所得情報を確認する。 ③介護保険料の徴収のために賦課情報を確認する。 ④徴収した保険料の把握のために収納情報を管理する。 ⑤滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うために滞納情報を管理する。 ⑥被保険者への給付事務を行うために認定情報を確認する。 ⑦給付状況の把握のために給付情報を管理する。 ⑧保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。また高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。		
平成28年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。		
平成28年12月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第68号並びに主務省令第50条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号、第11号	番号法第9条第1項 別表第一の第68号並びに主務省令第50条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号、第11号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条第1項第3号、第60条第7号		
令和1年6月28日	IV		新たに追加された評価項目(1. 提供する特定情報保護評価書の種類～9. 従業員に対する教育・啓発)のリスクに対する措置について、実施状況を記載	事後	提出する評価書の種類と、実施しているリスクに対する措置を記載
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	時点更新
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	時点更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月25日	I-1②	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要支援・要介護認定及び保険給付などに関する事務において取り扱う。また、介護保険に関する事務において、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①介護保険の被保険者資格を把握するために住民基本台帳や届け出等により資格情報を管理する。 ②介護保険料の賦課決定のために被保険者の所得情報を確認する。 ③介護保険料の徴収のために賦課情報を確認する。 ④徴収した保険料の把握のために収納情報を管理する。 ⑤滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うために滞納情報を管理する。 ⑥被保険者への給付事務を行うために認定情報を確認する。 ⑦給付状況の把握のために給付情報を管理する。 ⑧保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。また高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要支援・要介護認定及び保険給付などに関する事務において取り扱う。また、介護保険に関する事務において、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①介護保険の被保険者資格を把握するために住民基本台帳や届け出等により資格情報を管理する。 ②介護保険料の賦課決定のために被保険者の所得情報を確認する。 ③介護保険料の徴収のために賦課情報を確認する。 ④徴収した保険料の把握のために収納情報を管理する。 ⑤滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うために滞納情報を管理する。 ⑥被保険者への給付事務を行うために認定情報を確認する。 ⑦給付状況の把握のために給付情報を管理する。 ⑧保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。また高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。 ⑨申請者から公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、当該口座情報を情報照会する。	事前	⑨公金受取口座の情報照会を追加
令和5年10月25日	I-1③	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	介護保険システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(びったりサービス)、伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事前	収納管理システム、サービス検索・電子申請機能を追加
令和5年10月25日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一の第68号並びに主務省令第50条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号、第11号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条第1項第3号、第60条第7号	番号法第9条第1項 別表第一 68の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令 第50条	事前	
令和5年10月25日	I-4②	番号法第19条第7号 別表第二における情報提供の根拠: ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報及び介護保険法に規定する情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項) 別表第二における情報照会の根拠: ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報及び介護保険法に規定する情報」が含まれる項(42、56の2、61、62、93、94の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令情報提供の根拠: (1、2、3、4、6、19、25、30、32、33、43、44条)	(情報提供) ・番号法 第19条第8号 別表第二(1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1、2、3、4、5、6、7、10、12条の3、15、19、22条の2、24条の2、25、25条の2、30、31条の2、32、33、43、43条の2、44、47、49、55、55条の2、59条の3) (情報照会) ・番号法 第19条第8号 別表第二(93、94の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(46、47条)	事前	号ずれ等修正
令和5年10月25日	II-1	1,000人以上1万人未満 令和元年6月1日	1万人以上10万人未満 令和5年10月25日	事前	
令和5年10月25日	II-2	令和元年6月1日	令和5年10月25日	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月18日	I-1③	介護保険システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(びったりサービス)、伝送通信ソフト ※ 伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	介護保険システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(びったりサービス)、伝送通信ソフト ※ 伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	ガバメントクラウド移行に伴う評価の再実施
令和8年2月18日	I-3個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	番号法第9条第1項 別表100の項 番号法別表の主務省令で定める命令 第50条	事後	
令和8年2月18日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法律上の根拠	(情報提供) ・番号法 第19条第8号 別表第二(1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1、2、3、4、5、6、7、10、12条の3、15、19、22条の2、24条の2、25、25条の2、30、31条の2、32、33、43、43条の2、44、47、49、55、55条の2、59条の3) (情報照会) ・番号法 第19条第8号 別表第二(93、94の項)	(情報提供) 番号法 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(第2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,131,132,144,161の項) (情報照会) 番号法 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第131,132の項	事後	
令和8年2月18日	II-1、2	令和5年10月25日時点	令和8年2月1日時点		
令和8年2月18日	IV-8人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	新様式への項目追加
令和8年2月18日	IV-8人手を介在させる作業判断の根拠		人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、以下の対策を講じている。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・これらの対策を講じていることから、人為的なミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式への項目追加
令和8年2月18日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式への項目追加
令和8年2月18日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		十分である	事後	新様式への項目追加
令和8年2月18日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証及びID・パスワードによる2要素認証によって限定しており、更新・照会できる事務の範囲についても権限を個別に設定している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式への項目追加